

## 東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科自己点検・評価委員会規程

### (設置)

第1条 大学院学則第3条に基づき、大学院医療保健学研究科の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、本研究科の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況等について、自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

### (構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 大学院事務長
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

### (委員の任期)

第4条 前条1号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 前条の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

### (審議事項)

第5条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。  
(1) 自己点検・評価の実施方法に関すること  
(2) 自己点検・評価の分析に関すること  
(3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関すること  
(4) 自己点検・評価結果の公表に関すること  
(5) 第三者評価に関すること  
(6) その他、自己点検・評価に関すること

### (委員長等)

第6条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

### (議事)

第7条 委員長は委員会を招集し議長となる。

### (事務)

第8条 委員会に関する事務は、大学院事務室が行う。

### (開催日)

第9条 委員会は、委員長が招集する日に開催する。

附 則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。